備考　1　特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。
2　参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第10条の４第２項第１号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第３号及び第４号に規定する事項を記載した書類と見なす。
3　※印の欄には、記載しないこと。
4　届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。
5　氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

別紙

特定粉じん排出等作業の方法

特定建築材料の処理方法	除去・囲い込み・封じ込め・その他
集じん・排気装置	機種・型式・設置数
	排気能力（m³／min）
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率（％）
使用する資材及びその種類	
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	

（１時間当たり換気回数　　回）

備考　1　本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
2　使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
3　その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第７に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
4　作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量（m³）並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

様式第八裏面中「、特定粉じん排出者」の次に「若しくは解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者」を「特定粉じん発生施設の状況」の次に「、解体等工事に係る建築物等の状況」を加え、「特定工事の場所」を「解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場」に、「特体等工事」を「、特定工事」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に行われている特定粉じん排出等作業に係るこの省令による改正後の別表第七の規定の適用については、同表の一の項の下欄ハ及びく中「初めて」とあるのは、「この省令の施行後初めて」とする。

3　この省令の施行の際現に施工中の解体等工事に係る第十六条の六の規定の適用については、同条中「解体等工事の開始前までに（当該解体等工事が特定工事に該当し、かつ、当該工事に係る特定粉じん排出等作業が当該工事の開始の日から十四日以内に行われる場合にあつては、当該作業の開始の日の十四日前までに）」とあるのは、「この省令の施行後速やかに」とする。

告　示

○総務省告示第百七十五号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十五条の五第１項第二号の規定に基づき、昭和三十六年郵政省告示第百九十九号（無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件）の１部を次のように改正する。

平成二十六年五月七日

総務大臣　新藤　義孝

第１項中「場合」の下に「（第三項に規定する場合を除く。）」を加え、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第１号中「船舶局」の下に「、無線航行移動局」を加える。

第六項を第七項とし、第三項から第五項までを１項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の１項を加える。

三　現に免許を受けている無線航行移動局を廃止して当該無線航行移動局の無線設備をそのまま継続使用するとともに他の無線設備を追加して船舶局を開設する場合であつて、開設しようとする船舶局が次に掲げる条件に適合するもの

1　無線設備の設置場所が現に免許を受けている無線航行移動局の無線設備の設置場所と同一であること。

2　現に免許を受けている無線航行移動局の無線設備の全部又は１部を使用するものであること。

3　追加される無線設備は、法第四条第１号の適合表示無線設備であること。

○総務省告示第百七十六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十五条の三の四第１項第五号の規定に基づき、平成二十１年総務省告示第三百十二号（船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置の技術的条件を定める件）の１部を次のように改正する。

平成二十六年五月七日

総務大臣　新藤　義孝

第１の二を次のように改める。

二　送信装置

1　二つの異なる周波数で交互に送信を行うことができること。

2　メッセージの構造は次のとおりとし、その他メッセージに関する事項はＩＴＵ―Ｒ勧告（国際電気通信連合無線通信部門の勧告をいう。以下同じ。）Ｍ.1371に従うこと。

第１中三を削り、四を三とし、五を四とする。

○総務省告示第百七十七号

無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）別表第１号の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第三百十四号（船舶自動識別装置の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的条件を定める件）の１部を次のように改正する。

平成二十六年五月七日

総務大臣　新藤　義孝

第二項中「及び三から五まで」を「、三及び四」に改める。